

肝がん・重度（非代償性）肝硬変

医療費を一部助成しています



条件を満たすと1医療機関あたりの1ヵ月の対象医療費が**1万円**になります。
助成の対象となるのは、指定医療機関で受けた
肝がん・重度肝硬変に関する入院医療費と肝がんに関する通院医療費です。
詳細は県庁薬務課・県保健所（支所）・指定医療機関にお問い合わせください。

対象となる方

- B型・C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変と診断された方
- 医療機関で過去12月以内に2月以上高額療養費の算定基準額を超えた方
※対象医療だけで計算する必要があります。
- 医療保険に加入している方
- 下表の年齢区分に応じた区分に該当する方

年齢区分	対象区分
70歳未満	高額療養費制度の限度額適用認定証等の所得額の適用区分エ・オ
70歳以上75歳未満	高齢受給者証の一部負担金割合が2割
75歳以上	後期高齢者医療被保険者証の一部負担金割合が1割

- 広島県に住民票のある方
- 研究に協力することに同意していただける方

新規申請方法

以下の書類をそろえて県庁薬務課か県保健所（支所）に申請してください。

- ▶ 交付申請書（県庁・県保健所〔支所〕・ホームページで手に入ります）
 - ▶ 個人票・同意書
 - ▶ 医療記録票のコピー
 - ▶ 申請者の保険証のコピー
 - ▶ 申請者の限度額適用認定証のコピー※
 - ▶ 申請者の住民票の写し（発行日から概ね3ヵ月以内のもの）※
- 指定医療機関にご相談ください。
指定のない医療機関に入院・通院した場合、
ご自身で記載する場合があります。



※上記の2つは70歳以上で所得区分が「一般所得」の場合、
これらの書類の代わりに以下の書類を提出してください。

- ▶ 保険加入者に関する申立書
- ▶ 申請者と同じ保険に加入している全員の住民票の写し
（個人番号のない、発行日から概ね3ヵ月以内のもの）
- ▶ 申請者と同じ保険に加入している全員の課税証明書等
（取得できる最新年度のもの）

加入している保険の種類等によっては追加で書類の提出を求める場合があります。

申請の流れは裏面を確認してください。

医療費助成を受けるための流れ（新規）

1. 【指定医療機関に入院・通院した場合】医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらう
【指定のない医療機関に入院・通院した場合】
医療記録票（様式第9-1号）を書いてもらうか、様式第9-2号を自分で書く
※医療記録票で過去1年間で高額療養費算定基準額を超える月が2月以上あり、
今後も指定医療機関に入院・通院する予定があれば申請できます。
2. 指定医療機関で説明を受け同意書にサインし、個人票を書いてもらう
3. 表に記載された書類をそろえて県庁薬務課か近くの県保健所（支所）に申請する
※郵送でも受け付けています
4. 認定協議会で書類が協議される 月に1回、
上旬～中旬に開催
5. 4. で認定されると、参加者証が県庁から郵送される
6. 入院・通院で対象医療を受けるときは参加者証・医療記録票を提示する
※条件を満たせば医療費助成が受けられます

指定医療機関って？

広島県に申請をし、指定を受けた医療機関です。
指定医療機関で受けた対象の医療だけが助成の対象です。
(薬局は全ての保険薬局での対象の医療が助成の対象です。)
どこが指定を受けているかは県庁や県保健所（支所）に問合せるか、
広島県のホームページで確認してください。

広島 肝がん・重度 指定医療機関一覧 検索



お問い合わせ・申請先一覧

名称	住所	電話番号
県庁薬務課 肝炎対策グループ	広島市中区基町10-52	082-513-3078
西部保健所 保健課	廿日市市桜尾2-2-68	0829-32-1181
西部保健所広島支所 保健課	広島市中区基町10-52	082-513-5526
西部保健所呉支所 厚生保健課	呉市西中央1-3-25	0823-22-5400
西部東保健所 保健課	東広島市西条昭和町13-10	082-422-6911
東部保健所 保健課	尾道市古浜町26-12	0848-25-2011
東部保健所福山支所 保健課	福山市三吉町1-1-1	084-921-1311
北部保健所 保健課	三次市十日市東4-6-1	0824-63-5186